

身体拘束等適正化のための指針

小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護

法人名	株式会社 GAKUSAN
対象事業所	小規模多機能型居宅介護 のりこハウス グループホーム のりこハウス
制定日（前回改定日）	令和 6 年 4 月 1 日
最終改定日	令和 8 年 7 月 1 日

1. 目的

本指針は、利用者一人ひとりの尊厳の保持と自立支援を基本に、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を原則として行わないケアを実践するため、事業所における体制、手順、職員研修、記録及び見直しの方法を定めるものです。

2. 基本的な考え方

身体拘束等は、利用者の身体的自由だけでなく、意思決定、生活の主体性、安心して暮らす権利を制限し、身体的・精神的な被害を生じさせるおそれがあります。当事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

また、「安全のため」「転倒が心配」「家族が希望している」「人員が少ない」といった理由だけで身体拘束等を正当化しません。本人の思い、生活歴、疾病・認知症の状態、環境要因を多職種で確認し、身体拘束等を必要としない支援方法を検討します。

3. 適用範囲

本指針は、小規模多機能型居宅介護における通い・訪問・宿泊の各場面、及び高齢者グループホームにおける生活支援の全場面に適用します。利用者の居宅で家族等と関わる場面においても、身体拘束等を防止する観点から助言・支援を行います。

4. 身体拘束等に該当し得る行為

身体拘束等とは、利用者の身体又は行動の自由を制限する行為をいいます。次の行為は代表例であり、これに限らず、本人の意思に反して自由を制限する対応は身体拘束等に該当し得ます。

- 徘徊や転落を防ぐ目的で、車いす・椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を縛る。
- チューブ抜去や皮膚搔破を防ぐ目的で、手指の機能を制限するミトン型手袋等を使用する。
- 車いす・椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないよう、Y字型拘束帯、腰ベルト、車いすテーブル等を使用する。
- 立ち上がる能力のある人に対し、立ち上がりを妨げる椅子や座位環境を使用する。
- 脱衣やおむつ外しを制限するため、介護衣（つなぎ服等）を着用させる。
- 他者への迷惑行為等を防ぐ目的で、ベッド等に体幹や四肢を縛る。
- 行動を落ち着かせる目的で、必要性を超えて向精神薬等を使用する。
- 自分の意思で開けることのできない居室・場所に隔離する。
- 鍵、センサー、見守り機器、家具配置等により、本人の意思に反して移動や行動を実質的に制限する。

治療・姿勢保持・福祉用具の適正使用等との区別が必要な場合は、目的、本人の状態、代替方法、本人・家族への説明、医師等の意見を確認し、身体拘束等に該当するかを個別に検討します。

5. 緊急やむを得ない場合の三要件

身体拘束等は原則禁止です。ただし、次の三要件をすべて満たし、かつ組織として慎重に検討した場合に限り、必要最小限の方法・時間で行うことがあります。

要件	判断の視点
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束等を行う以外に、代替する介護方法がないこと。環境調整、見守り方法、関わり方、医療的確認等を検討した上で判断する。
一時性	身体拘束等が一時的なものであり、解除に向けた具体的な見通し・再検討の時期を定めていること。

6. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き

- まず身体拘束等を行わない代替策を検討します。本人の状態、環境、ケア方法、医療面、家族背景を確認します。
- 緊急時であっても、原則として管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等の複数名で三要件を確認します。夜間等で即時判断が必要な場合は、最小限の安全確保後、速やかに管理者へ報告し、事後に委員会又はカンファレンスで検証します。
- 本人及び家族等へ、身体拘束等の内容、理由、時間、解除に向けた方針、代替策の検討状況を説明し、同意を得ます。ただし、同意があっても身体拘束等が当然に認められるものではありません。
- 実施する場合は、方法・時間・観察事項・解除基準を明確にし、介護計画又は個別支援の記録に反映します。
- 実施中は、心身の状態、苦痛、皮膚状態、呼吸、循環、表情、言動等を観察し、解除できる状況がないか継続的に確認します。
- 身体拘束等を漫然と継続せず、少なくとも毎日、必要性和解除可能性を確認します。委員会においても継続・解除・代替策を検討します。

7. 記録

身体拘束等を行う場合は、次の事項を記録します。記録が確認できない場合、適正な手続きが行われていないものとして扱われるおそれがあります。

- 身体拘束等の態様、開始・終了時間、実施場所、実施者
- その際の利用者の心身の状況、表情、訴え、苦痛の有無
- 緊急やむを得ない理由及び三要件を満たすと判断した根拠
- 検討した代替策と、その代替策では対応困難と判断した理由
- 本人・家族等への説明内容、同意の有無、説明者、説明日時
- 観察内容、再検討内容、解除に向けた取組、解除日時

8. 身体拘束等適正化検討委員会

身体拘束等の適正化を推進するため、身体拘束等適正化検討委員会を設置します。委員会は3月に1回以上開催し、必要時は随時開催します。虐待防止委員会、事故防止委員会等と一体的に開催する場合であっても、身体拘束等の適正化に関する議題、検討内容及び周知内容を明確に記録します。

- 委員構成：管理者、計画作成担当者、介護職員、看護職員、その他必要と認める職員。必要に応じて医師、薬剤師、外部専門職等の助言を得ます。

- 検討事項：身体拘束等の有無、三要件の確認、代替策、解除状況、事故・ヒヤリハット、家族からの相談、職員の不安、研修計画、指針の見直し。
- 委員会結果は、会議録、回覧、申し送り、研修等により全職員へ周知します。夜勤専従者、非常勤職員、委託職員等にも必要な情報が届くよう配慮します。

9. 職員研修

身体拘束等の適正化に関する研修を年2回以上実施し、新規採用時にも実施します。研修では、身体拘束等の定義、三要件、記録、認知症ケア、意思決定支援、スピーチロックを含む不適切ケア、事例検討を扱います。研修実施後は、実施日、内容、参加者、欠席者への伝達方法を記録します。

10. 身体拘束等を防ぐための日常ケア

- 利用者の生活歴、習慣、希望、不安、痛み、睡眠、排泄、空腹、環境刺激等を把握し、行動の背景を考えます。
- 「危ないからだめ」「座っていて」だけで止めるのではなく、本人の目的を確認し、できる方法を一緒に探します。
- 転倒・転落リスクは、活動を奪う理由ではなく、環境調整、福祉用具、見守りの工夫、体調確認、活動量の調整で対応します。
- 言葉による制止、威圧的な態度、本人の意思を無視した一方的な対応も、尊厳を損なう行為として振り返ります。
- 小規模多機能型居宅介護では、通い・訪問・宿泊の情報をつなぎ、居宅での家族の困りごとも含めて身体拘束等を防ぐ支援を行います。
- グループホームでは、生活の場としての安心感、なじみの関係、役割、活動、看取り期を含む状態変化への丁寧な対応を重視します。

11. 本人・家族等への説明及び相談対応

身体拘束等を行わないケアの方針を、契約時、サービス担当者会議、家族面談、必要時の説明等を通じて本人・家族等に伝えます。家族等から身体拘束等を希望された場合も、その背景にある不安や困りごとを確認し、身体拘束等以外の方法を一緒に検討します。苦情又は相談があった場合は、管理者が窓口となり、事実確認、検討、説明、再発防止を行います。

12. 指針の公開・閲覧

本指針は、事業所内に備え置くとともに、ホームページ等で公表し、利用者、家族、職員、関係機関がいつでも閲覧できるようにします。

13. 指針の見直し

本指針は、身体拘束等適正化検討委員会において年1回以上見直します。法令、介護報酬改定、厚生労働省通知、行政指導、事故事例、利用者の状態や事業所体制の変化があった場合は、必要に応じて随時改定します。

参考資料

厚生労働省老健局「介護施設・事業所等で働く方々への 身体拘束廃止・防止の手引き」令和7年3月
<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001643323.pdf>

介護保険最新情報 Vol.1345「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ&Aの周知について」令和7年1月20日 <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2025/0121100941183/ksvol.1345.pdf>

e-Gov 法令検索「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」 <https://laws.e-gov.go.jp/law/418M60000100034>

厚生労働省「令和6年度介護報酬改定について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html